

# 9月の相談

☐開催日 時 時間 所 場所 予 予約受付 問 問い合わせ先

## 弁護士による法律相談 3日休の開設は中止します。

時 13:30～16:30 所 市役所1階 相談室  
予 1カ月前から 問 市民生活課 ☎ 22-1116  
※内容により、お受けできない場合があります。

## 行政相談委員による行政相談 当分の間中止します。

時 9:30～11:30 所 市役所1階 相談室  
問 市民生活課 ☎ 22-1116

## 司法書士による法律相談（要予約） 25日金の開設は中止します。

時 14:00～16:00 所 ひまわり会館  
問 徳島県司法書士会 ☎ 088-657-7191（相談予約電話）  
※1人30分まで。

## 消費生活相談（来所時は要電話） 平日開館

時 9:30～16:30 所 社会福祉会館3階（阿南駅南隣）  
問 消費生活センター ☎ 24-3251

## 特設人権相談 9日水

時 13:30～16:00 所 見能林公民館、福井公民館  
問 人権・男女参画課 ☎ 22-3094

## 人権相談 18日金

時 13:30～16:00 所 ひまわり会館  
問 人権・男女参画課 ☎ 22-3094

## 女性のための生き方なんでも相談（要予約）

☐ 1・8・15・29日 時 13:00～17:00  
☐ 11・25日 時 13:00～16:00  
所 予約時にお伝えします。 予 随時  
問 男女共同参画室相談予約電話 ☎ 22-0361

## 年金相談（要予約） 3日木

時 9:30～15:30 所 市商工業振興センター  
予 1カ月前から電話による完全予約制  
問 徳島南年金事務所 ☎ 088-652-1511  
※10月の相談日はありません。

## 心配ごと相談 7日(月)、14日(月)、28日(月)

時 10:00～15:00 所 ひまわり会館1階  
問 社会福祉協議会 ☎ 23-7288

## 空き家・空土地有効活用相談会（要予約） 8日火の開設は中止します。

時 10:00～16:00 所 市役所2階 市民交流ロビー  
問 徳島県宅地建物取引業協会阿南・海部支部 ☎ 23-7408  
または住宅課 ☎ 22-3431

## 中小企業の経営相談会（要予約） 17日木

時 9:00～17:00 所 市役所2階 207会議室  
予 前日までに徳島県よろず支援拠点へ  
問 徳島県よろず支援拠点 ☎ 088-676-4625  
または商工観光労政課 ☎ 22-3290

## 9月の夜間・休日診療

軽症でも急いで治療の必要がある場合、次の医療機関で受診できます。

### ●休日昼間 9:00～17:00

日	医療機関名	所在地	問い合わせ
6日	阿南市夜間休日診療所	宝田町	☎ 28-6200
13日	阿南市夜間休日診療所	宝田町	☎ 28-6200
20日	阿南市夜間休日診療所	宝田町	☎ 28-6200
21日	阿南市夜間休日診療所	宝田町	☎ 28-6200
22日	阿南市夜間休日診療所	宝田町	☎ 28-6200
27日	阿南市夜間休日診療所	宝田町	☎ 28-6200

※必ず事前に当番医療機関に電話で確認してから受診してください。  
当日変更する場合があります。

### ●夜間（毎日）の当番 18:00～22:00（日曜祝日は17:00～）

当番医療機関の問い合わせは

阿南市消防本部 ☎ 22-1120

音声案内 ☎ 22-9999まで

または阿南市医師会ホームページをご覧ください。

※阿南市夜間休日診療所は健康づくりセンター内にあります。

### ●小児救急医療体制

受入日や時間帯は徳島県ホームページ「医療とくしま」にてご確認ください。

## 防災行政無線の自動電話応答サービス ☎ 28-9000

防災行政無線からの放送内容を電話で確認することができます。

## 9月の市税

■固定資産税（第3期）

■国民健康保険税（第4期）

納期限は、9月30日(水)です。納め忘れのないようにしましょう。

### 9月の延長・日曜窓口

市税の納付および分納等の納税相談を受け付けています。

※課税内容のご相談については、平日開庁時間内に対応しています。

**延長窓口 16日(水) 17:15～19:15**

正面玄関からお越しください。

**日曜窓口 27日(日) 8:30～17:00**

東玄関からお越しください。

**問い合わせ 税務課納税係 ☎ 22-1792**

## 9月の平日延長窓口

**2日(水)、16日(水) 17:15～18:15**

●住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、身分証明書、所得証明書、所得課税証明書、市・県民税公課証明書、軽自動車税納税証明書の交付

（※時間延長時は、住民異動・印鑑登録・申告等は行っていない。）

**問い合わせ 市民生活課 ☎ 22-1116**